

杉並子育て応援券事業の一部見直し等について

杉並子育て応援券事業は、妊娠・出産・育児に伴う不安や負担を軽減し、親と地域の子育て力を高め、多様なサービスの提供や、多様な担い手を育成することにより子育て家庭が安心してゆとりを持って子育てできる地域をつくることを目的として実施しています。

子育て応援券の利用状況の分析結果等から、子育て応援券のうち「タクシー専用ゆりかご券」の利用率が高く、健診等への移動における妊産婦の負担軽減につながっていることが確認できました。一方で、当該ゆりかご券については、令和6年度に導入した子育て応援券アプリ（以下「アプリ」という。）に対応していないことから、手続き改善等に関する意見が多く寄せられています。

こうした状況を踏まえ、区民の利便性向上の観点等から、杉並区区政経営改革推進計画に基づき、以下のとおり事業の一部見直しを行うこととしましたので、報告します。

1 子育て応援券の種類

(1ポイント=1円)

券種	交付対象者	交付額	備考
無償券	ゆりかご券	妊娠届出時のゆりかご面接を受けた妊婦	10,000ポイント 面接から約2週間後にIDとパスワードを通知し、アプリにポイントを付与
	出生券	出生した子と同一世帯の保護者	30,000ポイント (多子世帯*35,000ポイント) 出生届受理から約2週間後にアプリにポイントを付与
	0歳児転入者券、1・2歳児券	0歳児転入者、1・2歳児と同一世帯の保護者	15,000ポイント (多子世帯 20,000ポイント) ・年度途中転入者：住民登録確認後に案内送付 ・4月1日時点在住者：4月中旬にポイント付与
有償券	就学前児童のいる家庭	10,000ポイントを4,000円で購入	年間購入上限：30,000ポイント

※多子世帯：小学生以下の兄、姉が2人以上いる世帯

2 現状と課題

- 妊産婦の外出支援を図るため、ゆりかご券のみタクシー利用を可能としている。しかし、タクシー事業者がアプリに対応できないため、タクシー利用を希望する場合は、ゆりかご券のポイントを紙券の「タクシー専用ゆりかご券」に交換する必要がある。
- 「タクシー専用ゆりかご券」への交換には、申請から交付まで約3週間を要する。
- 近年の気候変動に伴う記録的な猛暑や豪雨の発生に加え、公共交通機関における減便等の影響により、妊産婦の外出負担は増加しており、健診等に係る外出支援の必要性が一層高まっている。ゆりかご券の決算額では、タクシー利用が全体の75%を占めており、タクシー利用の需要は高い。
- 「タクシー専用ゆりかご券」への交換に当たり、区には大きな事務負担と経費が生じている。その一方で、ゆりかご券は、出産・母乳育児相談やインフルエンザ予防接種などのほか、区が実施する産後ケア事業にも利用されており、産後ケア事業の利用件数は増加傾向にある。産後ケアは退院直後の母子の心身の回復と育児の安定を支える重要な支援であり、出産直後から産後ケアの利用支援を行うことが求められている。

(5) 出生券の利用については、付与ポイント 30,000 ポイントのうち、平均は 18,882 ポイントとなっている。

3 見直しの内容

- 妊産婦の外出を支援するため、新たに、ゆりかご面接を受けた妊婦に対し、タクシー券 10,000 円分を即時交付する「妊産婦の外出支援事業」を開始する。
- タクシー券の種類については、幅広く利用しやすい形式とするため、タクシー移動に利用できる「こども商品券」※とする。これに伴い、「タクシー専用ゆりかご券」は廃止し、紙券を撤廃することで、交換等に要する事務負担及び経費を削減する。
- 産後ケア事業等の出産直後の利用ニーズに対応するため、ゆりかご券は現行の交付額を維持し、出生券の交付額を減額することで新たな事業の財源に充当する。
- 見直し後の事業の実施時期は、利用者への周知やアプリ改修に要する期間等を考慮し、令和 9 年 4 月とする。

※こども商品券：全国の加盟店で利用でき、タクシーのほか、育児用品やベビー用品の購入に使用できる商品券。

	内容	現行	見直し後
新規	妊産婦の外出支援事業	—	<u>タクシー券 10,000 円分</u>
子育て応援券	ゆりかご券	10,000 ポイント ※「タクシー専用ゆりかご券」 に交換可能	10,000 ポイント ※「 <u>タクシー専用ゆりかご券</u> 」 <u>の廃止</u>
	出生券	30,000 ポイント	<u>20,000</u> ポイント

※経過措置として、令和 8 年度にゆりかご券のポイント付与を受けた者が、令和 9 年度に出産した場合、従前の交付額との均衡を図るため、出生券 30,000 ポイントを付与する。

4 今後のスケジュール（予定）

- | | | |
|--------|-------|---------------|
| 令和 8 年 | 4 月～ | 見直し後の事業に向けた準備 |
| | 10 月～ | 利用者等へ周知 |
| 令和 9 年 | 4 月～ | 見直し後の事業の実施 |